

第 6298 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 10日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 使用人兼務役員に対する退職金

Q : 使用人兼務役員の使用人部分を解き、役員にしようと思います。この際に支払う退職金は、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

使用人兼務役員が使用人としての職務を解かれ、副社長や専務取締役など使用人兼務役員とされない役員になった場合に支給される退職金は、原則として、退職給与にならず、その役員に対する給与として取り扱われることとなっています。

役員給与になりますと、定期同額給与にも事前確定届出給与、業績連動給与にも該当しないことから、損金算入ができないこととなりますが、次のすべてに該当するときには、使用人に対する退職給与として損金算入が認められることとなっています。

①過去において使用人から使用人兼務役員に昇格した者(使用人であった期間が相当の期間であるものに限り)で、その昇格をした時に使用人であった期間に係る退職金の支給をしていないこと

②支給した金額が使用人としての退職給与に基つき、使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算して、その使用人としての職務に対する退職金として計算され、かつ、退職金として相当な金額であると認められること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】